

蓮田市災害廃棄物処理計画

令和3年3月
蓮田市

目 次

第1章 総則	1
第1節 背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 基本事項	3
1 想定される災害	3
2 想定される災害廃棄物等の種類	6
3 災害廃棄物の処理主体	6
4 災害廃棄物の処理目標期間の設定	7
第4節 計画の見直し	7
第2章 災害廃棄物処理に関する組織及び体制等	8
第1節 組織体制・指揮命令系統	8
1 災害対策本部	8
2 みどり環境班の分担業務	10
第2節 情報収集、連絡体制	10
1 災害対策本部から収集する情報	10
2 蓮田白岡衛生組合から収集する情報	11
3 国・県への報告	11
4 近隣自治体との情報共有	12
5 関係団体との情報共有	12
第3節 連携・支援体制	13
1 自衛隊、警察、消防等との連携	13
2 国・県への支援要請	13
3 県内・協定締結自治体との連携・支援	14
4 民間事業者との連携	14
5 ボランティアへの支援要請	14
第3章 災害廃棄物対策	15
第1節 災害廃棄物の処理の基本方針	15
1 衛生的かつ迅速な処理	15
2 安全性の確保	15
3 環境への配慮	15
4 住民への周知	15
5 地域全体での協働体制	15
第2節 時期区分に応じた業務	15
第3節 一般廃棄物処理施設の現状	19

第4節	災害廃棄物処理業務の内容	20
1	災害廃棄物の発生量の算定	20
2	処理フロー	22
3	生活ごみ・避難所ごみ	23
4	収集運搬	23
5	し尿等の処理・収集運搬	23
6	思い出の品等	25
7	仮置場の設置・運営管理・返却	26
8	環境モニタリング	28
9	再生利用	29
第5節	住民への広報・問合せ・相談窓口の設置	30
1	広報	30
2	問合せ・相談窓口の設置	31
第4章	その他事項	31
第1節	各種手続き	31
1	県への事務委託	31
2	国による廃棄物の処理の代行	31
第2節	災害廃棄物処理実行計画	31
1	計画の策定	31
2	計画の見直し等	32

第1章 総則

第1節 背景及び目的

近年、日本各地では大規模災害が頻発しており、地震では東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）、水害では関東・東北豪雨（平成27年）、平成30年7月豪雨（平成30年）、令和元年台風15号（令和元年）、令和元年台風19号（令和元年）など多くの大規模災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

災害が発生すると、被災した自治体では、年間の廃棄物処理量の数倍から数十倍に上る災害廃棄物が発生すると言われており、円滑な復旧、復興を進めるためには、適切に処理することが不可欠となっている。

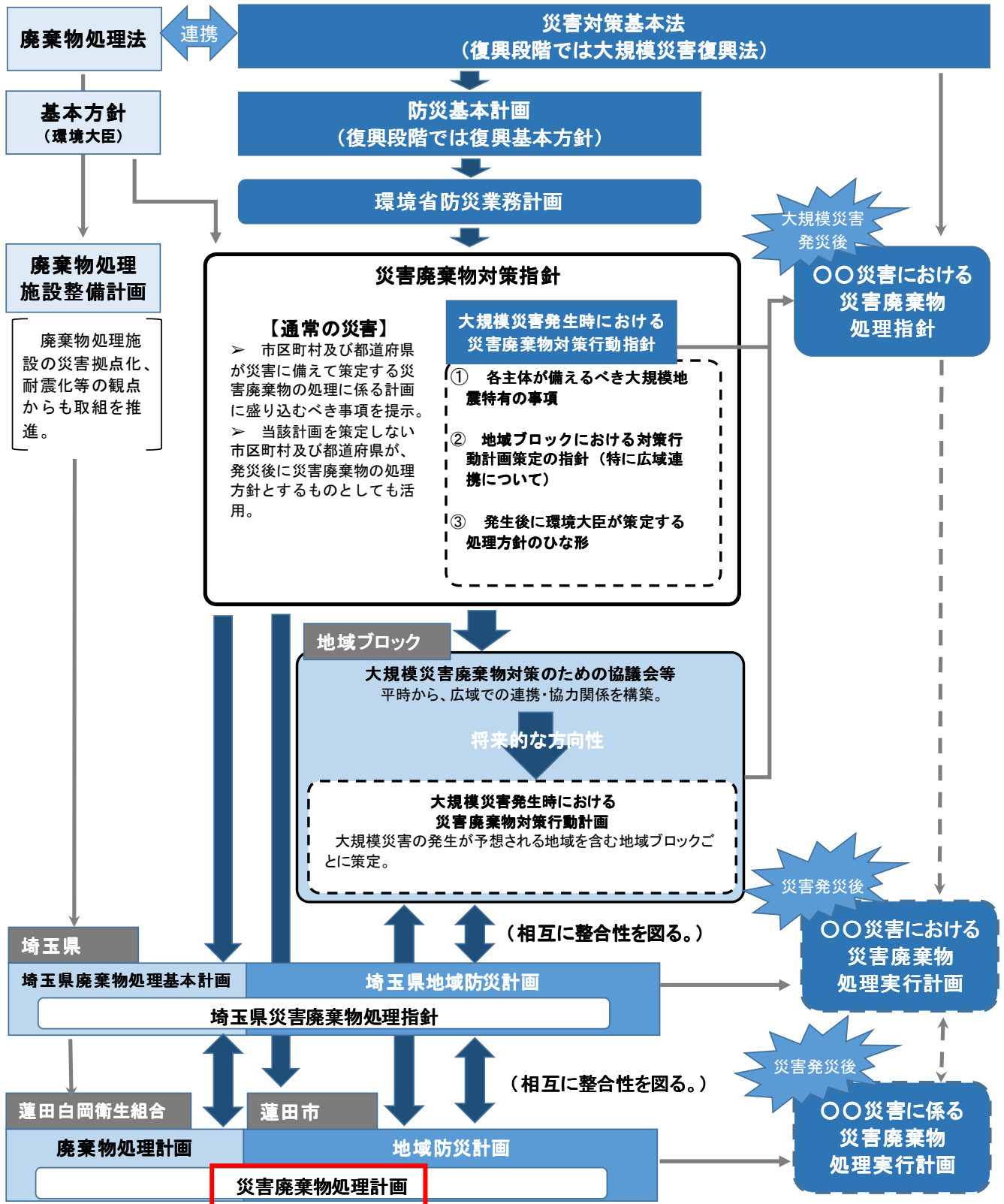
蓮田市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、今まで日本が経験した大規模災害の経験を踏まえ、蓮田市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との整合を図りながら、災害廃棄物に係る事前準備及び被災後の対応について具体的に示すことで、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」及び「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」（以下「県指針」という。）に基づき策定するものであり、地域防災計画との整合を図ることで、より円滑な災害廃棄物の処理を実施するために必要な事項を定めるものとする。本計画の位置付けについて、図1-1に示す。

図 1 - 1 本計画の位置付け

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）



第3節 基本事項

1 想定される災害

本計画で対象とする災害のうち、地震については、埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）において最も本市に甚大な影響をもたらす関東平野北西縁断層帯地震を想定する。埼玉県の想定する地震の概要を表 1-1 に、地域防災計画に記載のある蓮田市内の地震被害想定を表 1-2 に示す。

水害については、荒川水系及び利根川水系が氾濫した際の浸水想定区域図が、国及び県により作成・公表されている。本市では、これらの浸水想定区域データを基に、蓮田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）を作成している。風水害対策の活動体制と配備基準は表 1-3 に示す。

また、水害時には、ハザードマップの活用を含め、本計画の内容を準用する。

表 1-1 想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

出典：蓮田市地域防災計画 P21

表 1-2 蓮田市における地震被害想定結果

項目	予告内容		単位	東京湾	茨城県	元禄型	関東平野	立川	
				北部地震	南部地震	関東地震	北西縁 断層帯地震	断層帯地震	
震 度	最大震度		—	5 強	6 弱	5 強	6 強	5 強	
液状化	高い地域	面積	Km ²	0	0.003	0	1.129	0	
		面積率	%	0.0	0.4	0.0	4.7	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	1	38	0	763	0	
		全壊率	%	0.00	0.15	0.00	3.04	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	5	113	2	2,325	0	
		半壊率	%	0.02	0.45	0.01	9.27	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	5	7	5	121	3	
		焼失率	%	0.02	0.03	0.02	0.46	0.01	
人的被害	死 者 数		人	0	0	0	48	0	
	負 傷 者 数		人	1	8	1	449	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	61	0	
ライフライン被害	電気	停電 人口	直後	人	70	2,537	7	51,490	0
			1日後	人	22	403	12	8,083	8
		停電 率	直後	%	0.11	4.01	0.01	81.33	0.00
			1日後	%	0.03	0.64	0.02	12.77	0.01
	電話	不通 回線	回線数	回線	4	9	4	161	3
			不通率	%	0.02	0.03	0.01	0.61	0.01
		携帯 電話	停電率	%	0.0	0.6	0.0	12.8	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	10,702	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口		人	307	1,544	0	43,902	0
	下水道	機能支障人口		人	6,908	9,441	6,785	13,036	5,483
生活支障	避難者数	1 日 後		人	16	150	13	2,995	8
		1 週 間 後		人	36	253	13	5,991	8
		1 か 月 後		人	16	172	13	9,883	8
	帰宅 困難者数	平 日		人	9,114	9,085	8,515	9,784	5,810
		休 日		人	8,469	8,360	7,863	9,083	5,426
	その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.1	1.1	0.1	15.3
			万 m ³	0.0	0.7	0.1	9.9	0.0	

出典：蓮田市地域防災計画 P22

表 1 - 3 【風水害対策】活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容	本部の設置
準備体制		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表されたとき ➤ 台風の接近等が予想される場合 ➤ その他総合政策部長が必要と認めたとき 	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う。	本部を設置しないで通常の組織をもって監視活動を実施する体制
警戒体制 (水防本部体制)		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大雨又は洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれがあるとき ➤ 台風の接近等で災害の発生が予想される場合 ➤ 元荒川の西新宿第 1 排水機場で T P 7.8m に達するおそれがあるとき ➤ その他市長が必要と認めたとき 	災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。	水防本部を設置して水防活動を実施する体制
非常体制	第 1 配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき ➤ 元荒川の西新宿第 1 排水機場で T P 9.2m に達するおそれがあるとき ➤ その他市長が必要と認めたとき 	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	第 2 配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市全域に大災害が発生し、又は全域でなくとも被害が甚大であると予想される時 ➤ その他市長が必要と認めたとき 	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。	

出典：蓮田市地域防災計画 P311

2 想定される災害廃棄物等の種類

本計画において想定される災害廃棄物等を表1-4に示す。

表1-4 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
災害廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、水害などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルト、屋根瓦など
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自動車、自動二輪、原動機付自転車など
生活ごみ等	処理困難物	有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物
	生活ごみ	平常時、家庭から排出される生活ごみや、資源物、粗大ごみなど
し尿	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿及び浄化槽汚泥	平常時、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥（仮設トイレを含む）

※リサイクル可能なものについては、各リサイクル法により処理を行う。

3 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物の処理主体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条において市町村が行うことと明記され、同法第2条の3及び第4条の2において非常災害時の処理について明記されている。

これらの法に基づき、本市で発生した災害廃棄物の処理は、本市及び蓮田白岡衛生組合が主体となって処理を行い、本市は、道路などに設置される災害廃棄物の仮置き場への運搬や仮置き場における災害廃棄物の選別・保管等の運営管理や仮置き場の原状回復を行う。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市及び蓮田白岡衛生組合のみで処理することが困難な場合は、近隣自治体及び民間事業者等への支援を要請する。

なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、県等への事務委託を行う。

4 災害廃棄物の処理目標期間の設定

埼玉県は、県指針に関するホームページにおいて、「現場からの撤去・搬出を1年を目途に完了させ、(中略)最長3年を目標に仮処理施設がある場合はその解体まで完了できるよう進捗を管理する。」とある。本市では、県の対応フローを踏まえ、発災から2年以内を目標に、処分を含めて災害廃棄物の処理を完了することを目標とする。

第4節 計画の見直し

本計画は、地域防災計画に基づき、庁内の関連部署との調整や県指針などを参考にし、必要に応じて見直しを行う。

第2章 災害廃棄物処理に関する組織及び体制等

第1節 組織体制・指揮命令系統

1 災害対策本部

本市では、表1-3及び表2-1の場合に警戒体制の配備及び災害対策本部を設置する。

本部組織図は、図2-1に示す。

表2-1 【震災対策】活動体制と配備基準

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 本市域で震度4を観測したとき 	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する体制	本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 本市域で震度5弱を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき その他市長が必要と認めたとき 	被害の発生の有無等についての情報収集・報告、又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 本市域で震度5強を観測したとき 東海地震の警戒宣言が発令されたとき その他市長が必要と認めたとき 	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	<ul style="list-style-type: none"> 本市域で震度6弱以上を観測したとき その他市長が必要と認めたとき 	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	

注) 本市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

出典：蓮田市地域防災計画 P133

図 2 - 1 蓮田市災害対策本部組織図

[令和2年11月1日現在]



2 みどり環境班の分担業務

みどり環境班の分担業務は、表2-2に示す。

表2-2 【環境経済部】各班の分担業務

部名	班名	分担業務
環境経済部 【責任者】 ・環境経済部長 【部員】 ・環境経済部	みどり環境班 【班長】 みどり環境課長 【班員】 みどり環境課	1. 重要道路における廃棄物の処理 2. 清掃施設の被害状況把握・伝達 3. し尿・生活ごみ・災害廃棄物の処理 4. 公園の被害状況の把握・伝達 5. 公園の応急復旧 6. 防疫活動に関すること 7. 避難誘導

出典：蓮田市地域防災計画 P148 一部抜粋

第2節 情報収集、連絡体制

1 災害対策本部から収集する情報

みどり環境班は、災害廃棄物を適切に処理するために、表2-3に示す情報を災害対策本部から収集するとともに、関係者に周知する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報と、その正確性を裏付ける情報も可能な限り併せて収集したうえで整理し、その発表日時を明確にする。

表2-3 災害対策本部からの情報収集項目

必要な情報	情報入手先	情報の内容	情報の活用・伝達
ライフライン 関 連	災害対策本部 (情報収集班)	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害等	<input type="checkbox"/> ごみ処理施設稼働への影響の確認 <input type="checkbox"/> ごみ収集運搬への影響の確認
災害廃棄物 関 連	災害対策本部 (情報収集班) (道路班) (建築指導班)	<input type="checkbox"/> 被害地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半 壊家屋数等	<input type="checkbox"/> 発生量の確認 <input type="checkbox"/> 仮置場の指定と面積の確保

し尿処理 関連	災害対策本部 (情報収集班) (下水道班) (避難所班)	<input type="checkbox"/> 避難所開設リスト、 位置、被災住民の数 <input type="checkbox"/> 下水道施設の被害状況	<input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置箇所、種類、数(簡 易トイレの配布先、数)の決定 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ設営に関する指定業者 への指示 <input type="checkbox"/> 収集・運搬業者への指示
------------	---------------------------------------	--	--

2 蓮田白岡衛生組合から収集する情報

蓮田白岡衛生組合との連絡手段を確保し、表2-4に示す情報について共有する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報と、その正確性を裏付ける情報も可能な限り併せて収集したうえで整理する。

表2-4 蓮田白岡衛生組合から収集する情報

必要な情報	情報入手先	情報の内容	情報の活用・伝達
ごみ・し尿 処理関連	蓮田白岡 衛生組合	<input type="checkbox"/> ごみ・し尿処理施設の 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 廃棄物収集業者の被害 状況の把握	<input type="checkbox"/> ごみ処理施設稼働への影響の確認 <input type="checkbox"/> ごみ収集運搬への影響の確認 <input type="checkbox"/> 汲取りし尿等処理先の確保 <input type="checkbox"/> 収集及び処理委託先の確保

3 国・県への報告

国・県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報や被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況などについて、表2-5に示す内容を定期的に国・県へ報告する。

表2-5 蓮田市から国・県へ報告する内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物(全体)	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理量・進捗率 <input type="checkbox"/> 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 <input type="checkbox"/> 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	<input type="checkbox"/> 生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 全体像の把握
廃棄物処理施設の被災状況	<input type="checkbox"/> 被災状況 <input type="checkbox"/> 復旧の見通し <input type="checkbox"/> 必要な支援	<input type="checkbox"/> 処理体制の構築

仮置場整備状況	<input type="checkbox"/> 仮置場の位置と規模 <input type="checkbox"/> 必要資材の調達状況	
---------	--	--

4 近隣自治体との情報共有

近隣自治体との連絡手段（被災状況に応じ利用可能な連絡手段）を確保し、表2-6に示す情報の共有に努める。

表2-6 近隣自治体と共有すべき情報

項目		内容
オープンスペース	<input type="checkbox"/> 仮置場候補地 <input type="checkbox"/> 広域避難所 <input type="checkbox"/> 物資拠点 <input type="checkbox"/> 仮設住宅を含めた空き地	<p>災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化するため、オープンスペースとして情報をデータベース化することで様々な状況に対応する。</p> <p>なお、オープンスペースの情報収集にあたっては、周辺の学校や医療機関等の情報も併せて収集する必要がある。</p>
処理施設	<input type="checkbox"/> ごみ処理施設 <input type="checkbox"/> し尿処理施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 再資源化施設	<p>災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設は、それらの施設の被災状況、アクセス方法など様々な条件により選定されるものである。そのため、施設の基本情報をデータベース化することで、様々な状況に対応する。</p>
資機材	<input type="checkbox"/> 収集運搬車両 <input type="checkbox"/> 重機 <input type="checkbox"/> 仮設トイレなど	<p>災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては、収集運搬車両、重機、仮設トイレなどが挙げられる。</p> <p>資機材の情報をデータベース化することで様々な状況に応じた体制整備に対応する。</p>
その他	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 緊急輸送路など	<p>災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要となる広域情報項目は、避難所、緊急輸送路等が挙げられる。</p>

5 関係団体との情報共有

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連携を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

第3節 連携・支援体制

被災地域で発生する災害廃棄物（し尿を含む）の処理は、本市及び蓮田白岡衛生組合が事前調整したうえで行うことになるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、本市や蓮田白岡衛生組合だけでは対応できないことも想定されるため、あらかじめ協力・支援体制を整備するものとする。協力・支援体制については、あらかじめ締結された協定等により構築する。

なお、応援協定については適宜見直しを行い、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理に一層寄与するものとなるよう、必要に応じて内容の更改等を検討する。

みどり環境班は、支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請する。近隣自治体及び民間団体からの支援の申出については、満遍なく支援が受けられるよう、必要に応じて近隣自治体及び民間団体に要請した支援内容と各所からの支援申出内容の調整を行い、相互同意のうえで支援を受ける。

1 自衛隊、警察、消防等との連携

道路上の災害廃棄物の撤去等が生じる場合は、災害対策本部へ連絡のうえ、道路管理者へ撤去の要請を行うものとする。

また、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防等との連携方法についても調整を行う。

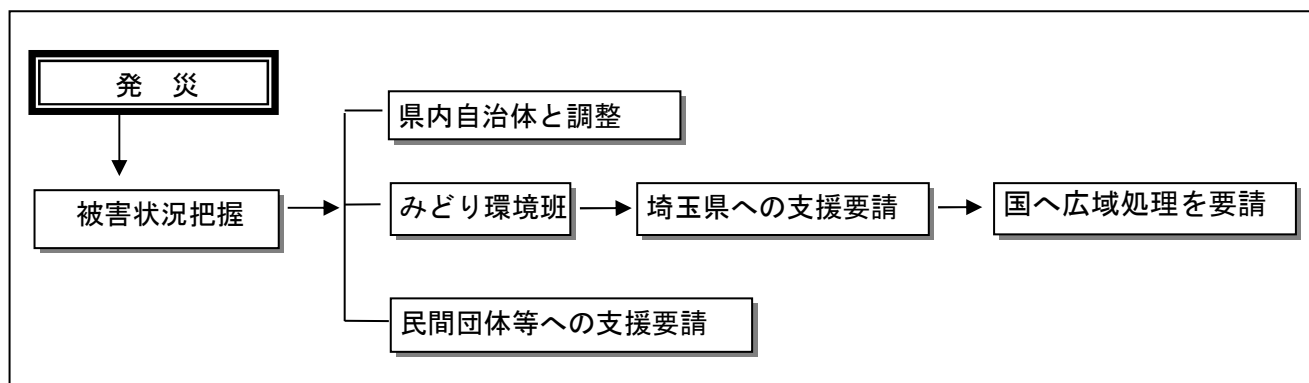
なお、有害物や危険物等の災害廃棄物に対する情報提供を行う。

2 国・県への支援要請

災害廃棄物処理にあたっては、本市と蓮田白岡衛生組合が主体となって自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進めつつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の2に基づき、県・国と連絡をとり、相互協力しつつ進める。

発災後の支援要請については、図2-2の手順で要請の必要性を判断したうえで行う。

図2-2 災害廃棄物処理の支援要請の基本的な流れ



3 県内・協定締結自治体との連携・支援

県内自治体や近隣自治体との連携・支援については、あらかじめ締結している応援協定に基づき進めていくものとし、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請する。

また、他自治体から支援を受ける場合、受入体制の整備も重要となるため、協定締結に際しては、支援を受ける人材、資機材の詳細、またこれらの移動ルートの確保も検討する。

4 民間事業者との連携

被災状況により、災害対策に関する応援協定を締結している民間事業者からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡のうえ、あらかじめ締結している協定に基づき要請する。

5 ボランティアへの支援要請

災害発生時には、被災家屋の片付けや粗大ごみの搬出などで多くの人員が必要となることから、必要に応じて災害対策本部を通じボランティアによる支援を要請する。

また、作業人員のほか、資機材や物資などの提供も含めた企業単位での地域貢献・ボランティア活動について、平常時から情報の収集を行う。

第3章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物の処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

1 衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物については、地域を通常の状態に復旧・復興する観点から、可能な限り衛生的かつ迅速に処理を進める。

2 安全性の確保

災害時の清掃業務では、特に作業の安全確保を図るとともに、仮置場の運営においては、災害廃棄物の飛散、流出や火災防止策等の必要な措置を講じる。

3 環境への配慮

災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺的生活環境を損なわないように進める。また、粗大ごみやがれき等においては、本計画に基づき可能な限り再生利用を図る。

4 住民への周知

災害廃棄物の排出・分別ルールについては、住民に混乱を招かないよう周知徹底を図る。

5 地域全体での協働体制

仮置場の運営管理等について、住民・自治会・民間事業所等の役割分担を明確にし、協働体制を構築し、運搬、解体、処理、資源化等を進める。

また、必要に応じて、国、県等への支援を要請する。

第2節 時期区分に応じた業務

本計画では、災害廃棄物処理について、平常時の対策（被害抑制・被害軽減）、初動期、応急対応期、復旧・復興期の必要な事項を整理する。

本計画における時期区分に応じた業務は、表3-1に示す。

また、各時期区分におけるフローチャートを表3-2及び表3-3に示す。

表 3-1 災害発生後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	災害廃棄物対策業務
平常時	被害抑止、被害軽減のための事前対策実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・各種協定の検討 ・市民への啓発
初動期 (発災後数日間)	人命救助が優先される時期	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の開場、逐次選定 ・必要資機材の確保 ・通行障害物の優先除去 ・二次被害防止のための災害廃棄物の除去 ・被害状況の把握 ・支援要請
応急対応期 (発災後3か月)	避難所生活の本格化、人や物の流れが回復	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・避難所ごみの対応 ・支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の策定
復旧・復興期 (発災後2年以内)	災害廃棄物処理終了、避難所生活終了、復興工事の本格化	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・国庫補助金の申請 ・災害廃棄物の処理、再資源化 ・長期の支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し

表3-2 災害廃棄物処理

区分	災害応急対応			復旧・復興期 (発災後2年程度)
	初期期 (発災後数日間)	応急対応期(前半) (発災後3週間程度)	応急対応期(後半) (発災後3か月程度)	
発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始	災害廃棄物の発生量の推計(必要に応じて見直し)		
実行計画		実行計画の策定・見直し		
処理方針		処理方針の策定		
処理フロー		処理フローの作成・見直し		
処理スケジュール		処理スケジュールの検討・見直し		
撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局と連携)	倒壊の危険のある建物の優先撤去(設計、積算、現場管理等を含め)(関係部局と連携)		
			撤去(必要に応じて解体)が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)(設計、積算、現場管理等を含む)	
収集運搬	片付けごみの回収方法の検討	収集運搬の実施		
	住民、ボランティアへの情報提供(分別方法、仮置場の場所等)	広域処理する際の輸送体制の確立		
	収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携			
仮置場	仮置場候補地の選定	仮置場の確保・設置・運営、火災防止策、漏水防止策		
	受入に関する合意形成	仮置場の必要面積の算定		
		仮置場の過不足の確認・集約		
		仮置場の集約		
		仮置場の復旧・返却		
二次災害防止のための環境対策、モニタリング、火災対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリング)は、初期時に実施することが重要。			
	悪臭及び害虫防止対策			
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確保、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収		
	腐敗性廃棄物等の優先的処理			
処理施設	既存施設の被害状況の把握	産業廃棄物処理施設も含めた処理能力の確認等(破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分)		
		処理可能量の推計		
		県及び周辺自治体との調整		
		広域処理の必要性の検討		
		広域処理の実施		

表 3-3 生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿処理

区分	災害応急対応			復旧・復興期 (発災後2年程度)
	初動期 (発災後数日間)	応急対応期(前半) (発災後3週間程度)	応急対応期(後半) (発災後3か月程度)	
生活ごみ・避難所ごみ	<p>(組合)ごみ処理施設の被害状況の把握、安全性の確認</p> <p>(組合)稼働可能施設の運転、災害廃棄物緊急処理受入</p> <p>(組合)補修体制の整備・必要資機材の確保</p> <p>(組合)補修・再稼働の実施</p> <p>収集方法の確立・周知・広報</p> <p>収集状況の確認・支援要請</p> <p>生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保</p> <p>収集運搬・処理体制の確保、処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定</p> <p>収集運搬・処理・最終処分</p> <p>感染性廃棄物への対策</p>			
仮設トイレ等のし尿	<p>仮設トイレの必要数の把握</p> <p>仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保</p> <p>仮設トイレの運搬、し尿の汲み取り運搬計画の策定</p> <p>収集状況の確認・支援要請</p> <p>仮設トイレの設置</p> <p>(組合)し尿受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始、処理・保管先の確保)</p> <p>仮設トイレの管理、し尿の収集・処理</p> <p>仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導 (衛生的な使用状況の確保)</p>			<p>避難所の閉鎖、下水道の復旧等に に伴い撤去</p>

※組合 (蓮田白岡衛生組合の略称)

第3節 一般廃棄物処理施設の現状

本市の一般廃棄物は、蓮田白岡衛生組合において処理を行っている。

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の概要について、表3-4、表3-5及び表3-6に示す。

表3-4 ごみ焼却施設の概要

項 目	内 容
名 称	蓮田白岡環境センターごみ焼却施設
所 在 地	埼玉県蓮田市大字根金53番地
竣 工 年 月	平成7年2月
処 理 能 力	270 t / 24 h (90 t / 24 h × 3 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式 (ストーカ式)
余 熱 利 用 設 備	場内施設の給湯及び暖房

表3-5 粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
名 称	蓮田白岡環境センター粗大ごみ処理施設
所 在 地	埼玉県蓮田市大字根金53番地
竣 工 年 月	平成7年2月
処 理 能 力	36 t / 5 h
処 理 方 式	破碎処理、選別処理
選 択 項 目	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物

表3-6 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
名 称	蓮田白岡環境センターし尿処理施設
所 在 地	埼玉県白岡市篠津1279番地5
竣 工 年 月	平成14年2月
処 理 能 力	46 kl / 日
処 理 方 式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
処 理 対 象	し尿及び浄化槽汚泥
放 流 先	元荒川

第4節 災害廃棄物処理業務の内容

1 災害廃棄物の発生量の算定

国の指針を参考に、本計画においては、「発生量」は災害廃棄物処理事業の中で処理する災害廃棄物の量（＝要処理量）と同義と捉え、表3-7のように整理する。

表3-7 災害廃棄物の発生量の算定式

災害廃棄物の発生量 = 被害情報 × 発生原単位
災害情報：地域防災計画で示される地震や水害のハザード情報（震度分布図、浸水域等） 被害情報：対象災害別の被害想定結果 （建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水） 発生原単位：あらかじめ設定した原単位

(1) 地震

ア 推定方法

災害廃棄物の発生量について、推計式を表3-8、発生原単位を表3-9、種類別割合を表3-10に示す。

表3-8 災害廃棄物の発生量の推計式（地震）

項目	推計式
がれき類の発生量（t）	被害区分別の被害棟数（棟）×被害区分別の発生原単位（t/棟）
種別割合（t）	がれき等発生量（t）×被害区分別の種類別割合（%）

表3-9 災害廃棄物の発生原単位（地震）

被害区分	発生原単位	備考
全壊	161 t/棟	内閣府による首都直下地震の被害想定（2013年）から算定した発生原単位
半壊	32 t/棟	全壊の20%
焼失（木造）	107 t/棟	161 t/棟から約34%焼失した残り
焼失（非木造）	135 t/棟	161 t/棟から約16%焼失した残り

出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

表3-10 災害廃棄物の種類別割合（地震）

被害区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
焼失（木造）	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
焼失（非木造）	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

参考：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）

イ 地震被害による災害廃棄物の発生量

本計画で想定する地震被害による災害廃棄物の発生量は、本市においても重大な被害が想定されている関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点（北））の建物の被害想定を表3-11、災害廃棄物の発生量を表3-12、種類別発生量を表3-13に示す。

表3-11 建物の被害想定（地震）

（単位：棟）

被害想定		合計		揺れによる被害		液状化による被害	
		全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数
関東平野 北西縁断 層帯地震	木造	682	2,096	640	2,018	42	78
	非木造	81	229	59	201	21	28
	合計	763	2,325	699	2,219	63	106
	焼失	107					

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月埼玉県）

表3-12 災害廃棄物の発生量（地震）

（単位：t）

被害想定		合計	
		全壊数	半壊数
関東平野北西 縁断層帯地震	木造	109,802	67,072
	非木造	13,041	7,328
	合計	122,843	74,400
	焼失	12,526	
	総量	209,769	

※焼失棟数の内訳が不明なため、焼失に伴う災害廃棄物量は、県指針種類別災害廃棄物推計結果の被害区分（火災）の災害廃棄物量とした。

表3-13 種類別発生量（地震）

（単位：t）

被害想定	種類別発生量				
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
関東平野北西 縁断層帯地震	16,781	58,735	121,666	6,293	6,293

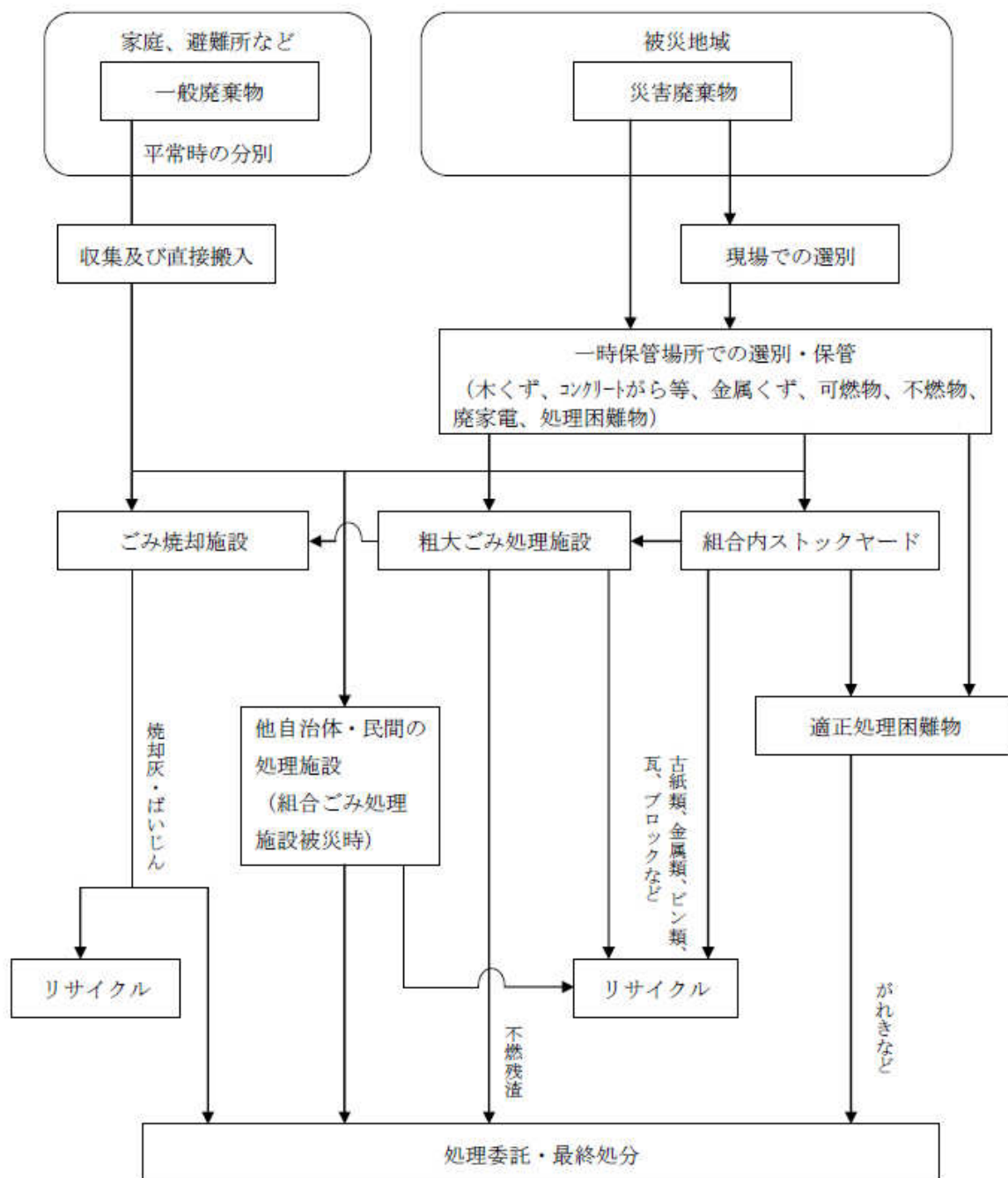
※端数処理により、総量と種類別発生量の合計は一致しない。

2 処理フロー

災害廃棄物は、選別を徹底し資源化を推進することにより、処理・処分量を削減するとともに、図3-1の流れに沿って適正な処理を行う。

また、被災していない家庭や避難所から発生する一般廃棄物などは極力平常時と同様の収集体系を維持するものとするが、災害規模に応じて弾力的な方策を図る。

図3-1 処理フロー



出典：蓮田白岡衛生組合 災害廃棄物処理実施計画

3 生活ごみ・避難所ごみ

災害時には、災害廃棄物以外にも、生活ごみや避難所ごみの排出が想定される。

生活ごみ・避難所ごみについて、表3-14に推計方法を示し、市全体で発生する生活ごみの推計を表3-15に示す。

表3-14 生活ごみ・避難所ごみの推計方法

項目	ごみ量原単位	推計式
生活ごみ	807/人・日	市全体の人口 × ごみ量原単位
避難所ごみ		避難所人口 × ごみ量原単位

※ごみ量原単位は、蓮田白岡衛生組合作成「一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）」の平成30年度ごみ排出量を基準にした。

表3-15 生活ごみ・避難所ごみの発生量

項目	単位	発災1日後	1週間後	1か月後
総人口	人	61,817	61,817	61,817
内避難者数	人	2,995	5,991	9,883
生活ごみ発生量 原単位	g/人・日	807	807	807
生活ごみ発生量	t/日	49.8	49.8	49.8
内避難所由来	t/日	2.4	4.8	7.9

資料：人口統計（平成31年4月1日現在）

※内避難者数は蓮田市地域防災計画「関東平野北西縁断層帯地震」を基に算出した。

4 収集運搬

災害発生時には、被災状況に応じた収集方法が必要となり、災害廃棄物や避難所のごみを優先的に収集する必要が出てくることから、通常の収集に制限をかけることも想定される。被災状況を可能な限り把握し、優先順位を設定したうえで、収集運搬作業を実施する。

5 し尿等の処理・収集運搬

災害発生時には、浄化槽や公共下水道等の設備が長期間使用できなくなることが想定されることから、し尿処理施設の被害状況や、避難者数を把握し、優先順位を設定したうえで、計画的に仮設トイレを設置していく必要がある。本市で発生するし尿発生量と仮設トイレの必要数について、表3-16に示す。

表 3-16 し尿等の発生量

項 目	単位	発災 1 日後	1 週間後	1 か月後	備 考
し尿収集必要人数	人	13,546	16,009	19,207	① : ② + ③
し尿発生量	kl/日	34	40	48	① × 発生量原単位 (2.50/人・日)
非水洗化区域し尿収集人口	人	994	944	878	② * 1
仮設トイレ必要人数	人	12,552	15,065	18,329	③ : ④ + ⑤
内避難者数	人	2,995	5,991	9,883	④
内断水による仮設トイレ 必要人数	人	9,557	9,074	8,446	⑤ * 2
仮設トイレ必要設置数	基	237	284	346	

* 1 非水洗化人口 - 避難者数 × (非水洗化人口 / 総人口)

* 2 [水洗化人口 - 避難者数 (水洗化人口 / 総人口)] × 断水率 × 1 / 2
(断水により仮設トイレを利用する人数は、断水人口の約半数と仮定)

* 3 仮設トイレ必要設置数 : 仮設トイレ必要人数 / 仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安 : 仮設トイレ容量 / し尿の 1 人 1 日平均排出量 / 収集計画 = 53 人
仮設トイレ平均的容量 : 4000 (仮定)
し尿の 1 人 1 日平均排出量 : 2.50 / 人・日 (県指針より)
計画収集 : 3 日に 1 回の収集 (仮定)

※総人口 62,266 人、水洗化人口 61,222 人、非水洗化人口 1,044 人
(平成 30 年度 一般廃棄物処理事業等実態調査 (平成 29 年度実績) より)

※断水率 : 32.8% (埼玉県地震被害想定調査報告書 平成 26 年 3 月より)

6 思い出の品等

災害時における、廃棄物の処理・分別は図3-1に沿って行う。

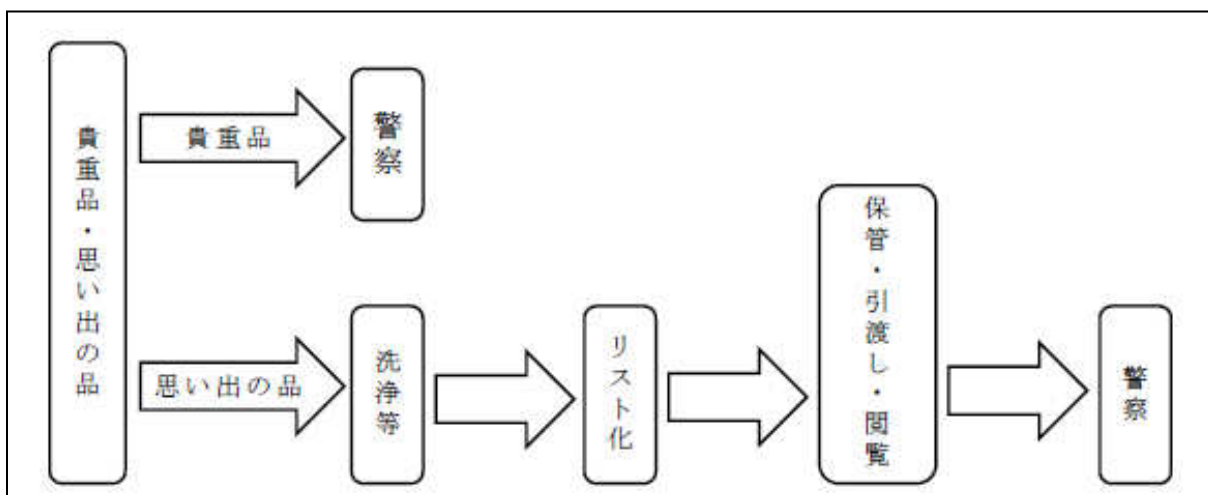
また、表3-17に示すような物品等が発見された場合には、所有者に引渡すものとする。ただし、所有者が不明の場合等は、図3-2のフローに従い警察への引渡し、もしくは本市で保管・管理する。

なお、一定期間を経過した思い出の品等については、住民への周知（ホームページ等）を行ったうえで、本市の判断で処分する。

表3-17 思い出の品等一覧

思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、手帳、写真、パソコン、携帯電話、ビデオカメラ等
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、財布、通帳、判子、貴金属類等

図3-2 貴重品・思い出の品 回収及び引渡しフロー



7 仮置場の設置・運営管理・返却

(1) 仮置場の設置・運営管理・返却

災害発生後には、がれき等の撤去作業等で生じた災害廃棄物が大量に発生するため、一時保管したり、粗選別等を行う仮置場が必要となる。

災害廃棄物仮置場の設置にあたり、本市における仮置場の必要面積は以下の表3-18に示す。また、仮置場の設置フローについては、図3-3のフローを基本とし、がれき等の迅速かつ適正な処理を実施する。

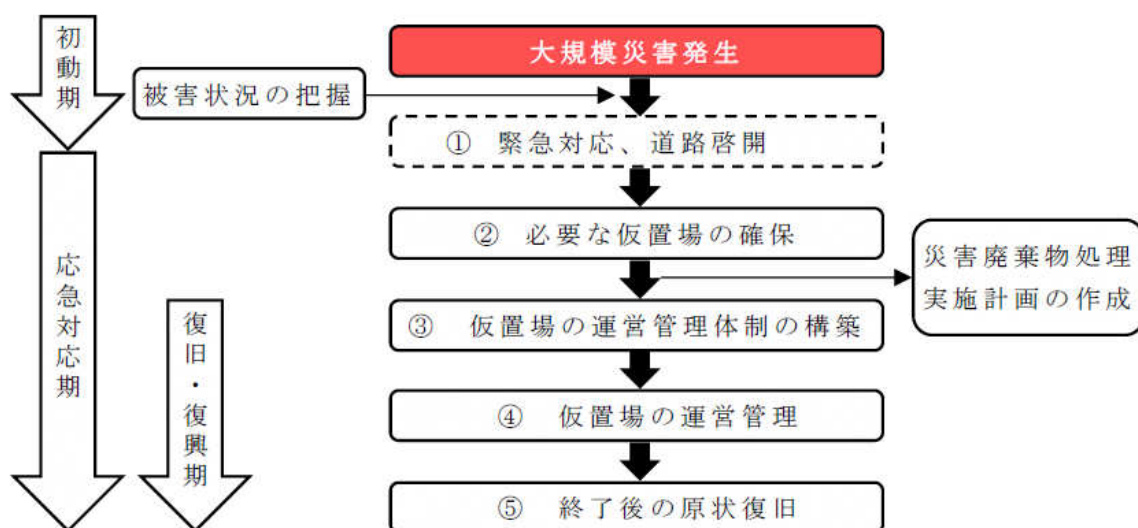
また、仮置場の確保及び運営管理に係る対策内容を表3-19に示す。仮置場のレイアウト例については、図3-4に示したものを参考にし、火災防止に努め、可燃物は危険物と離し、積上げ高さを考慮し、集積物の区画は十分にとる。

表3-18 仮置場の必要面積

想定地震	茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震
仮置場の必要面積 (㎡)	2,800	39,600

出典：蓮田市地域防災計画

図3-3 仮置場の設置フロー



※道路啓開：緊急車両等が通行可能となるように道路上のがれき等の除去を行うこと。

○仮置場の原状復旧時のトラブルを避けるために、仮置場使用前、使用中及び使用後の記録写真等を残す。

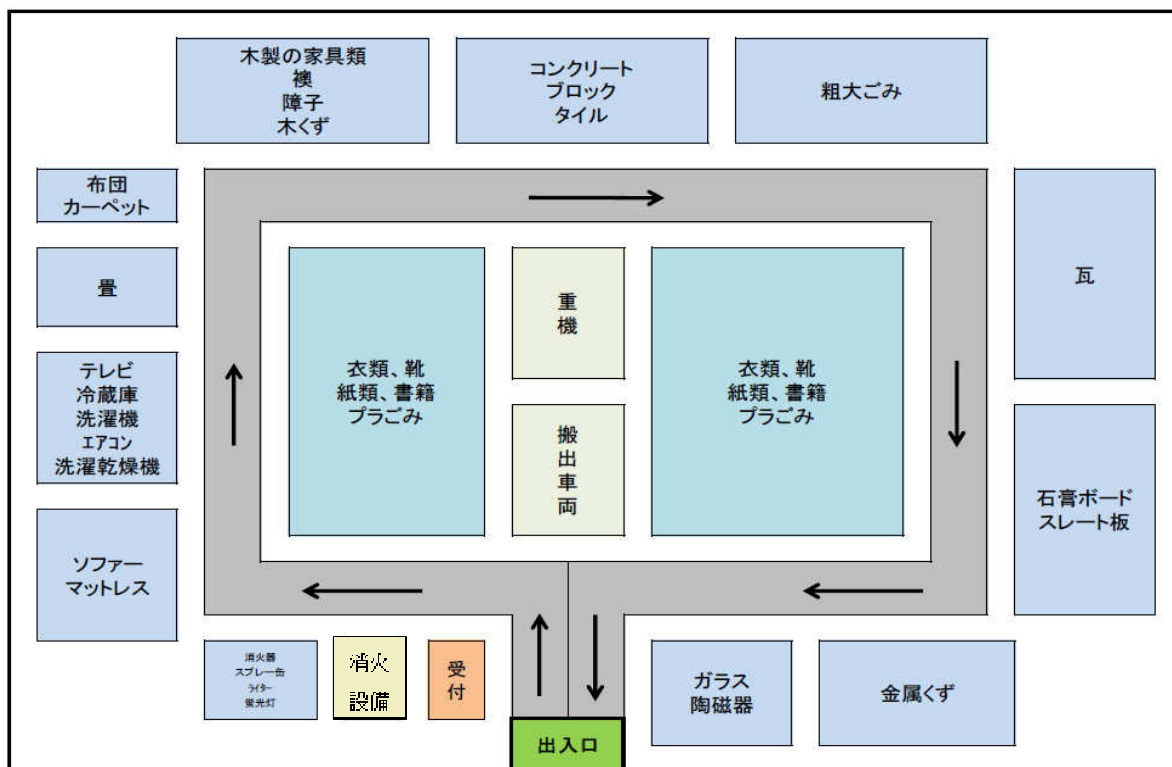
表 3 - 1 9 仮置場の確保及び運営管理に係る対応内容

仮置場の確保及び運営管理に係る対応内容	
① 緊急対応、道路啓開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人名救助が優先される。道路啓開に伴って発生するがれき等の仮置場への搬入が要請される可能性があることから、緊急輸送道路周辺の仮置場の確保に努める。
② 必要な仮置場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき等の発生量に応じて仮置場候補地を選定する。 ・ 仮置場候補地について、災害対策本部と調整した後、必要な手続きを行う。
③ 仮置場の運営管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の返還条件に応じて、必要な事前調査（土壌分析等）を行う。 ・ 原状復旧を効率的に進めるため、仮置場共用時の使用状況を記録（写真等）する。 ・ 仮置場の地盤・搬入出路を整備するとともに、必要な資機材等の調達や分別等の基準策定、整備・運営管理の監督員の配置等を行い、仮置場の管理体制を確保する。
④ 仮置場の運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場への搬入・保管・搬出の状況（種類、数量等）を管理・把握し、県に報告する。 ・ 分別保管の徹底のため、仮置場ごとに保管物の種類を看板等で表示し、異なるがれき等の混合を防ぐ。
⑤ 終了後の原状復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の返還条件に応じて、土壌汚染の有無等を確認し、原状復旧を行う。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時には、市が指定する仮置場が遠いなどの理由により、公園や畑などに災害ごみが運び込まれる「勝手仮置き場」が市内に複数ヵ所発生することが想定される。勝手仮置き場に排出されたごみの処理について、最終的に行政側で処理が必要になる。「勝手仮置き場」の取り扱いについても想定が必要となる。

(2) 仮置場のレイアウト

被災状況に応じて災害廃棄物の発生量から、必要となる仮置場の面積を算定し、仮置場の候補地から使用する。

図3-4 仮置場レイアウト例



8 環境モニタリング

災害廃棄物の仮置場及び処理施設は、周辺環境への影響として以下、表3-20のような影響を与えることが考えられる。これらの状況を把握し対策を講じることを目的とした、大気質、騒音・振動、土壌、臭気及び水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ提供する。

また、モニタリングの際は、国・県に協力を要請する。

表3-20 災害廃棄物による環境影響と保全策

項目	環境影響	環境保全策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ●解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ●石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ●災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な散水の実施 ●保管、選別、処理装置への屋根の設置 ●周囲への飛散防止ネットの設置 ●フレコンバックへの保管 ●搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生 ●運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ●収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ●作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ●仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ●撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ●仮置場への搬入、搬出作業に伴う騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ●低騒音・低振動の機械、重機の使用 ●処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内に遮水シートの設置 ●PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物からの異臭 	<ul style="list-style-type: none"> ●腐敗性廃棄物の優先的な処理 ●消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内に遮水シートを敷設 ●敷地内で発生する排水、雨水の処理 ●水たまりを埋めて腐敗防止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●腐敗性廃棄物からの害虫の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●腐敗性廃棄物の優先処理 ●殺虫剤の散布 ●消石灰の散布

9 再生利用

災害廃棄物の中には、復興資材として再生利用が可能なものが多くあるため、処理方法や分別方法により有効に活用する。次ページ、表3-21に再生可能な資材の例を挙げる。

表 3-21 再生利用が可能な資材（例）

災害廃棄物	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	復興資材（道路路盤材等）
金属類	金属	金属類
木質類（柱、角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物（焼却対象）	焼却灰	セメント原料等

第5節 住民への広報・問合せ・相談窓口の設置

1 広報

災害発生時は音信の不通等が想定されるため、事前に災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報提供を行う。

なお、広報手段は表 3-22、広報内容は表 3-23 に示す。

表 3-22 広報手段

対象者	広報手段
市民、被災者	防災行政無線、広報車、自治会回覧、掲示板、避難所掲示板、広報誌、報道機関、市ホームページ、市安心安全メール、ツイッター等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、市ホームページ等
報道機関	電話、FAX、文書、会見、市ホームページ等
その他	掲示板、チラシ、インターネット、市ホームページ、SNS 等

表 3-23 広報内容

時系列	広報内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報入手手段 ・災害廃棄物処理計画（本計画） ・災害廃棄物に関する事例の紹介等
初動期 応急対応期 復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ設置場所 ・仮置場の場所、仮置場への搬入ルート、思い出の品の保管状況 ・便乗ごみ*、不法投棄、野外焼却等の不適正処理の禁止 ・危険物・有害物への対応、衛生確保に関する情報 ・災害廃棄物に対する問合せ先 ・災害廃棄物処理進捗状況 ・生活系ごみ及び災害ごみの排出方法 ・ごみ出しのルール（災害廃棄物、一般廃棄物） ・災害廃棄物の処理スケジュール

※便乗ごみとは、災害に乗じて排出される、市外から持ち込まれるごみを指す。

2 問合せ・相談窓口の設置

災害発生時の問合せに対応するため、専用の市民窓口を設置し、情報の共有化を図るため、対応を行った担当者が記録・整理し、集約を行う。

災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に常備する。

第4章 その他事項

第1節 各種手続き

1 県への事務委託

災害廃棄物は、一般廃棄物として本市が処理することが原則となるが、被災状況などにより、主体となり事務処理をしていくことが困難と判断される場合は、地方自治法第252条の14第1項に基づき県に事務委託を行う。

2 国による廃棄物の処理の代行

平成27年の災害対策基本法の改正により、被災地域において都道府県、市町村等ともに極めて大きな被害を受けた場合に備え、被災後の機動的対応が可能となるよう、国の処理指針に基づき、災害廃棄物処理の代行を行うことができるようになった。

国による指定災害廃棄物の処理の代行に係る要請は、指定された地域内の市町村の長から行う。

第2節 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害の被災状況、災害廃棄物の発生量に応じて、災害廃棄物の処理方法・処置体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

1 計画の策定

災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を見直し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

発災直後は、災害廃棄物発生量を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

また、大規模災害で被災市町村等のみで処理が困難であり、広域的な対応が必要となる場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行う。実行計画の具体的な項目を次ページに示す。

蓮田市災害廃棄物処理実行計画

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけと内容
- 3 計画の期間
- 4 計画の見直し

第2章 被害状況と災害廃棄物の量

- 1 被害状況
- 2 災害廃棄物の量

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

- 1 基本的な考え方
- 2 処理期間
- 3 処理の推進体制

第4章 災害廃棄物の処理方法

- 1 災害廃棄物の処理フロー
- 2 災害廃棄物の集積
- 3 災害廃棄物の選別
- 4 災害廃棄物の処理・処分
- 5 進捗管理
- 6 その他

参考：熊本市災害廃棄物実行計画

2 計画の見直し等

計画の見直しは、以下の内容に沿って行う。

- (1) 実行計画に基づき災害廃棄物処理計画を推進する。その際、進捗状況を速やかに記録・管理する。
- (2) 復旧の進捗に伴い、発災直後は把握が困難であった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗に合わせて実行計画の見直しを行う。
- (3) 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員及び資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
- (4) 処理の進捗や災害廃棄物の性状変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。
- (5) 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ収集運搬方法の見直しを行う。
- (6) 災害廃棄物の処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。

なお、記録の整理は、時期区分（初動期、応急対応期、復旧・復興期等）毎に振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録として取りまとめる。

蓮田市災害廃棄物処理計画

2021（令和3年）3月発行

発 行：蓮田市

埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

電話 048-768-3111（代表）

URL <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>

編 集：蓮田市環境経済部みどり環境課
